

おくやみハンドブック

～ご遺族様へ手続きのご案内～

石巻市



ご遺族の皆さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

石巻市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと市役所以外の主な手続きをまとめた、おくやみハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

石巻市役所 0225-95-1111 (代表)

もくじ

市役所でのおくやみ手続きチェックリスト	P1・P2
市役所での手続き一覧	P3～P30
市役所以外での主な手続き一覧	P31～P34
その他	P35～P42
市役所フロア案内	P43・P44

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 朱肉を用いる認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

本人確認書類について

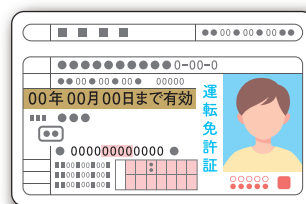
1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

2点で本人確認できる書類

介護保険の被保険者証・健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、医療受給者証、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



問合せ先

石巻市役所本庁舎	☎:0225-95-1111(代表) 〒 986-8501 宮城県石巻市穀町 14 番 1 号
河北総合支所	☎:0225-62-2111(代表) 〒 986-0195 石巻市相野谷字旧会所前 12 番地 1
雄勝総合支所	☎:0225-57-2111(代表) 〒 986-1333 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝 12 番地 42
河南総合支所	☎:0225-72-2111(代表) 〒 987-1101 石巻市前谷地字黒沢前 7 番地
桃生総合支所	☎:0225-76-2111(代表) 〒 986-0313 石巻市桃生町中津山字江下 10 番地
北上総合支所	☎:0225-67-2111(代表) 〒 986-0201 石巻市北上町十三浜字小田 93 番地 4
牡鹿総合支所	☎:0225-45-2111(代表) 〒 986-2523 石巻市鮎川浜鬼形山 1 番地 13
大原出張所	☎: 0225-46-2101 〒 986-2412 石巻市大原浜字町 16 番地 3
渡波支所	☎:0225-24-0151(代表) 〒 986-2121 石巻市渡波町二丁目 6 番 31 号
稲井支所	☎:0225-95-2171(代表) 〒 986-0004 石巻市新栄一丁目 25 番地 7
荻浜支所	☎:0225-90-2111(代表) 〒 986-2341 石巻市荻浜字白浜山 7 番地 2
蛇田支所	☎:0225-95-1442(代表) 〒 986-0868 石巻市恵み野二丁目 11 番地 1

市役所でのおくやみ手続きチェックリスト

※亡くなられた方の住所が石巻市以外の場合は、住民登録している自治体へお問合せください。

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P3
	<input type="checkbox"/>	同一世帯に3人以上住んでいる世帯の世帯主だった	P3
健康保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P4
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P6
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入又は受給していた	P7
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入又は受給していた	P7
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入又は受給していた	P8
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	P8
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P9
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	P10
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P10
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P11
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上又は介護認定を受けていた	P12
	<input type="checkbox"/>	保険料（普通徴収）を納付していた	P12
福祉（障がい）	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P13
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P13
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P13
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P14
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P14
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P15
	<input type="checkbox"/>	重・中度心身障害者医療費の助成を受けていた	P16
	<input type="checkbox"/>	在宅障害者等社会参加促進助成券を利用していた	P16
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P17
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P17
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	P17

※市役所以外で行う手続きについては P31 ～ P34 をご覧ください。

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P18
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P19
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給者証を交付されていた	P20
	<input type="checkbox"/>	母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた	P20
	<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブを利用していた	P21
	<input type="checkbox"/>	保育所（園）を利用していた	P22
	<input type="checkbox"/>	幼稚園を利用していた	P22
学校	<input type="checkbox"/>	就学援助を受けていた	P23
	<input type="checkbox"/>	石巻市奨学金貸与を受けていた	P23
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P24
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付していた	P24
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	P25
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	P25
	<input type="checkbox"/>	石巻市空き家バンクに登録していた	P26
	<input type="checkbox"/>	市営墓地の名義人だった	P26
	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主として登録していた	P26
	<input type="checkbox"/>	災害援護資金貸付金を利用していた	P27
	<input type="checkbox"/>	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給していた	P27
	<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していた	P28
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P28
	<input type="checkbox"/>	山林を所有していた	P29
	<input type="checkbox"/>	道路を占用していた	P30
	<input type="checkbox"/>	里道又は水路用地（法定外公共物）を使用していた	P30

マイナンバーカードを持っていた

手続き | マイナンバーカードの返却は不要です

亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。

※亡くなられた方のマイナンバーは、相続等の手続きで必要となることがあるため、しばらくの間はカードをお手元に保管するか番号を控えておくことをお勧めします。

問合せ先

市民課
 (本庁舎2階⑨番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2313)
 各総合支所市民福祉課
 各支所

期限	なし
手続き可能な人	
必要なもの	なし
備考	

同一世帯に3人以上住んでいる世帯の世帯主だった

手続き | 世帯主の変更

世帯主変更届が必要です。
 ※2人世帯の世帯主が亡くなられた場合、死亡届出時に市が同世帯の方に世帯主の変更を行いますので、手続きは不要です。
 ※単身世帯の世帯主が亡くなられた場合、手続きは不要です。

問合せ先

市民課
 (本庁舎2階⑥番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2319)
 各総合支所市民福祉課
 各支所

期限	なし
手続き可能な人	同一世帯員
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類 委任状 (届出人が亡くなられた方と別世帯の場合)
備考	

memo

.....

.....

.....

国民健康保険に加入していた

手続き① | 資格確認書の返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。
 ※市役所本庁又は各総合支所・各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。

問合せ先

保険年金課
 (本庁舎2階②～⑤)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2347、2353)
 各総合支所市民福祉課
 各支所

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書
備考	

手続き② | 葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。
 ※職場等の健康保険被保険者本人として1年以上加入し、退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた社会保険等から葬祭費が支給されます。その場合、国民健康保険からは支給されません。

問合せ先

保険年金課
 (本庁舎2階②～⑤)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2349)
 各総合支所市民福祉課
 各支所

期限	葬祭を行った日の翌日から2年間
手続き可能な人	・ 葬祭執行者(喪主) ・ 葬式・葬儀を行っていない場合は火葬を執り行った方
必要なもの	・ 葬祭執行者の通帳 ・ 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状など「お亡くなりになった方と葬祭執行者のフルネーム」・「葬祭日」が確認できるもの) ・ 葬式・葬儀を行っていない場合は埋火葬許可証の写しと火葬費用の領収書
備考	

手続き③ | 高額療養費の申立て申請

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。

期限	2年間以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳等（相続人のもの） ・ 続柄が分かる戸籍謄本等の写し（相続人が被相続人と別世帯の場合）
備考	

問合せ先

保険年金課
（本庁舎2階②～⑤）
☎：0225-95-1111
（内線2342）
各総合支所市民福祉課
各支所

手続き④ | 相続人による国民健康保険医療給付費に係る受領申出等届出書の提出

※連絡いただければ国民健康保険医療給付費に係る受領申出書等届出書をお送りします。

亡くなられた被保険者に対して支給される高額療養費等の各種通知や保険料に関する通知をお送りする際の送付先を届出するもので、亡くなられた被保険者に代わって申請等の手続きを行う方を決めていただくものです。

期限	約2週間以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等（相続人が被相続人と別世帯の場合） 指定相続人の場合：遺言書の写し等
備考	

問合せ先

保険年金課
（本庁舎2階②～⑤）
☎：0225-95-1111
（内線2342）
各総合支所市民福祉課
各支所

memo

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① | 資格確認書の返却

被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。

※市役所本庁又は各総合支所・各支所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書

問合せ先

保険年金課
(本庁舎2階②～⑤)
☎: 0225-95-1111
(内線2349)
各総合支所市民福祉課
各支所

手続き② | 葬祭費の申請

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。

期限	葬祭を行った日の翌日から2年間
手続き可能な人	・葬祭執行者(喪主) ・葬式・葬儀を行っていない場合は火葬を執り行った方
必要なもの	・葬祭執行者の通帳 ・葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状など「お亡くなりになった方と葬祭執行者のフルネーム」・「葬祭日」が確認できるもの) ・葬儀・葬祭を行っていない場合は埋火葬許可証の写しと火葬費用の領収書

問合せ先

保険年金課
(本庁舎2階②～⑤)
☎: 0225-95-1111
(内線2343)
各総合支所市民福祉課
各支所

手続き③ | 高額療養費等の通知の受取人、申請及び受領等の申出人の届出

※連絡いただければ後期高齢者医療に係る受領申出書等届出書をお送りします。

亡くなられた被保険者に対して支給される高額療養費等の各種通知や保険料に関する通知をお送りする際の送付先を届出するもので、亡くなられた被保険者に代わって申請等の手続きを行う方を決めていただくものです。

期限	約2週間以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	・未支給の高額療養費がある場合は、相続人の預金通帳等 ・相続人であることが分かる書類 法定相続人の場合: 戸籍謄本の写し等(相続人が被相続人と別世帯の場合) 指定相続人の場合: 遺言書の写し等

問合せ先

保険年金課
(本庁舎2階②～⑤)
☎: 0225-95-1111
(内線2343)
各総合支所市民福祉課
各支所

国民年金に加入又は受給していた

手続き | 必要な手続きの確認

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。

期限	-
手続き可能な人	-
必要なもの	・ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの
備考	

問合せ先

石巻年金事務所
 ☎：0225-22-5115
 保険年金課
 (本庁舎2階②～⑤)
 ☎：0225-95-1111
 (内線2347、2353)
 各総合支所市民福祉課

厚生年金に加入又は受給していた

手続き | 必要な手続きの確認

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問合せください。

期限	-
手続き可能な人	-
必要なもの	・ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの
備考	

問合せ先

ねんきんダイヤル
 ☎：0570-05-1165
 (ナビダイヤル)
 石巻年金事務所
 ☎：0225-22-5115

memo

.....

.....

.....

.....

.....

共済年金に加入又は受給していた

手続き | 必要な手続きの確認

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問合せください。

期限	-
手続き可能な人	-
必要なもの	・ 亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるもの
備考	

問合せ先

各共済組合
加入されている共済が分からない場合は
保険年金課
(本庁舎2階②~⑤)
☎: 0225-95-1111
(内線2347、2353)

農業者年金を受給していた

手続き | 農業者年金死亡関係届出書の提出

農業者年金に加入している方、受給している方が亡くなられた場合、遺族の方は最寄りの農業協同組合へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。

期限	速やかに ただし、未支給年金等の請求期限は、亡くなられた日の翌日から5年間
手続き可能な人	ご遺族の方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者年金証書(紛失時は要相談) ・ 戸籍謄本、住民票の写し等(亡くなられた者の死亡日を明らかにすることができる書類が必要) ※その他未支給年金や死亡一時金が発生した場合は届出者との関係を示す書類と振込先口座通帳の写しが必要です。
備考	

問合せ先

JAIいのまき
本店金融部金融業務課
☎: 0225-22-1110
石巻支店
☎: 0225-22-5141
蛇田支店
☎: 0225-95-8170
鹿妻支店
☎: 0225-25-4090
大谷地支店
☎: 0225-62-3311
桃生中央支店
☎: 0225-76-3132
河南支店
☎: 0225-72-4078
農業委員会事務局
☎: 0225-62-4826

市税の納付が済んでいない

手続き① | 納付に係る手続き

亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。

問合せ先

収納推進課 徴収係
(本庁舎3階③番)
☎: 0225-95-1111

期限	納税通知書に記載の納期限まで
手続き可能な人	相続人
必要なもの	・ 納付書
備考	

手続き② | 口座振替廃止の手続き

亡くなられた方が口座振替(自動払い込み)制度を利用されていた場合は、窓口又は電話にて口座振替の廃止を申し出てください。

問合せ先

収納推進課 収納管理係
(本庁舎3階③番)
☎: 0225-95-1111

期限	なし
手続き可能な人	相続人
必要なもの	なし
備考	

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き | 相続人代表者届の提出

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定又は変更をする届出になります。
 ※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。
 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局で手続きをお願いします。

問合せ先

資産税課
 (本庁舎3階③番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線3124)
 各総合支所市民福祉課
 各支所

登記の手続き
 管轄の法務局
 仙台法務局石巻支局
 ☎: 0225-22-6188

期限	なし
手続き可能な人	相続人代表者となる方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人代表者となる方の本人確認書類【法定相続人の方が相続される場合】 ・ 原則不要【法定相続人以外の方が相続される場合】 ・ 遺言書の写し等
備考	

市民税が課税されていた

手続き | 相続人代表者届の提出

亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。
 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者届」に必要事項を記入し、提出してください。
 ※相当の期間内に「相続人代表者届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。
 ※固定資産分で相続人代表者届を提出している場合は、提出不要です。

問合せ先

【住民税等の内容について】
 市民税課
 (本庁舎3階③番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線3092~3098)

【届出の窓口】
 資産税課
 (本庁舎3階③番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線3124)
 各総合支所市民福祉課
 各支所

期限	なし
手続き可能な人	相続人代表者となる方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人代表者となる方の本人確認書類
備考	<p>《よくあるご質問》 Q: 亡くなった場合、住民税等は課税されますか？ A: 住民税は1月1日現在が基準になります。亡くなられた方の財産は相続人へ納税義務が引継がれます。亡くなられた方の申告が必要な場合はご遺族が申告することになります。</p>

原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① | 廃車の手続き

亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。		<p style="text-align: center;">問合せ先</p> <p>市民税課 （本庁舎3階⑳番） ☎：0225-95-1111 （内線3101）</p> <p>廃車の手続き 市民課 （本庁舎2階㉑番） 各総合支所市民福祉課 各支所</p>
期限	亡くなられた日から30日以内	
手続き可能な人	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状等が必要となる場合がありますので、お問合せください。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 手続き者の本人確認書類 ・ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等） 	
備考		

手続き② | 相続人への名義変更

亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問合せください。		<p style="text-align: center;">問合せ先</p> <p>市民税課 （本庁舎3階⑳番） ☎：0225-95-1111 （内線3101）</p> <p>名義変更の手続き 市民課 （本庁舎2階㉑番） 各総合支所市民福祉課 各支所</p>
期限	亡くなられた日から15日以内	
手続き可能な人	①相続人の方 ②相続人と同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状等が必要となる場合がありますので、お問合せください。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識交付証明書 ・ 手続き者の本人確認書類 ・ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等） 	
備考		

65歳以上又は介護認定を受けていた

手続き | 証書の返却

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は異動届を提出し証書を返却してください。

問合せ先

介護福祉課
(本庁舎2階⑩番)
☎: 0225-95-1111
各総合支所市民福祉課

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証 ・ 介護保険負担限度額認定証
備考	

保険料(普通徴収)を納付していた

手続き | 相続人による異動届の提出

後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納又は還付に関するお手紙を送付する場合がございます。
 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出してください。
 ※郵送手続き可。電話で連絡いただければ異動届をお送りします。

問合せ先

介護福祉課
(本庁舎2階⑩番)
☎: 0225-95-1111
各総合支所市民福祉課

期限	約2週間以内
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	なし
備考	<p>《よくあるご質問》 Q: 亡くなった場合、介護保険料はどうなりますか? A: 亡くなられた場合、介護保険料は、資格喪失日(死亡日の翌日)の属する月の前月まで月割りで算定します。その際納め過ぎとなった分は後日還付します。また、不足する場合は、相続人に不足分を納付していただくこととなります。なお、特別徴収(年金からの天引き)で介護保険料を納付していた場合は、年金保険者(日本年金機構、共済組合など)に対し、速やかに死亡の届出を行ってください。</p>

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き | 手帳の返還

亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2474)
 各総合支所市民福祉課

障害児福祉手当を受給していた

手続き | 障害児福祉手当資格喪失届の提出

亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期限	死亡日から14日以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	・ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2473)
 各総合支所市民福祉課

特別障害者手当を受給していた

手続き | 特別障害者手当資格喪失届の提出

亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期限	死亡日から14日以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	・ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2473)
 各総合支所市民福祉課

特別児童扶養手当を受給していた

手続き① | 特別障害者手当資格喪失届の提出

亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。

期限	死亡日から14日以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	・未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2473)
 各総合支所市民福祉課

手続き② | 【児童が亡くなられた場合】 特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還

亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。

期限	死亡日から14日以内
手続き可能な人	相続人
必要なもの	
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2473)
 各総合支所市民福祉課

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き | 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。

期限	速やかに
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2475)
 各総合支所市民福祉課

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

手続き① | 年金支給請求書、心身障害者扶養共済制度口座振込依頼書及び死亡・重度障害届の提出

掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。		<p>問合せ先</p> <p>障害福祉課 (本庁舎2階⑰番) ☎: 0225-95-1111 (内線2478) 各総合支所市民福祉課</p>
期限	速やかに	
手続き可能な人	年金を受給する方又は扶養年金管理者	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の死亡診断書 ・亡くなられた方の住民票（除票） ・年金を受給する方（心身障害者及び年金管理者）の住民票 ・年金を受給する方の振込口座の分かるもの 	
備考		

手続き② | 弔慰金支給請求書、心身障害者扶養共済制度口座振込依頼書及び死亡・重度障害届の提出

年金の支払い前に受給予定者が年金加入者よりも先に亡くなられた場合、加入期間等に応じて「弔慰金」が支払われますので手続きが必要です。		<p>問合せ先</p> <p>障害福祉課 (本庁舎2階⑰番) ☎: 0225-95-1111 (内線2478) 各総合支所市民福祉課</p>
期限	速やかに	
手続き可能な人	年金加入者又は扶養年金管理者	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の住民票（除票） ・掛金を支払っていた方の住民票 ・掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの 	
備考		

手続き③ | 死亡・重度障害届の提出

亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた場合、受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。		<p>問合せ先</p> <p>障害福祉課 (本庁舎2階⑰番) ☎: 0225-95-1111 (内線2478) 各総合支所市民福祉課</p>
期限	速やかに	
手続き可能な人	指定相続人	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の住民票（除票） 	
備考		

重・中度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き

重・中度心身障害者医療費受給者証の返却及び、
返納届、受領申出等届、口座振替の届出

亡くなられた方が重・中度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。

問合せ先

障害福祉課
(本庁舎2階⑰番)
☎: 0225-95-1111
(内線2475)
各総合支所市民福祉課

期限	なし
手続き可能な人	相続人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の重・中度心身障害者医療費受給者証 相続人の振込口座の分かるもの
備考	

在宅障害者等社会参加促進助成券を利用していた

手続き

在宅障害者等社会参加促進助成券の変更届と
未使用分の在宅障害者等社会参加促進助成券の返却

亡くなられた方が在宅障害者等社会参加促進助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の在宅障害者等社会参加促進助成券があれば返却となります。

問合せ先

障害福祉課
(本庁舎2階⑰番)
☎: 0225-95-1111
(内線2475)
各総合支所市民福祉課

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の未使用分の在宅障害者等社会参加促進助成券
備考	

memo

児童通所施設を利用していた

手続き | 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更又は返却

亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。又、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・通所受給者証
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2484)
 各総合支所市民福祉課

障害福祉サービスを利用していた

手続き | 障害福祉サービス受給者証の返却

亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2484)
 各総合支所市民福祉課

地域生活支援サービスを利用していた

手続き | 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更又は返却

亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却又は保護者変更となります。又、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。

期限	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	・亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証
備考	

問合せ先

障害福祉課
 (本庁舎2階⑰番)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線2484)
 各総合支所市民福祉課

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き① 児童扶養手当受給資格者死亡届の提出、児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要です。
又、新たに児童を養育する人が児童扶養手当を受給したい場合は、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

問合せ先

子育て支援課
(本庁舎2階①番)
☎: 0225-95-1111
(内線2513)
各総合支所市民福祉課

期限	死亡日から14日以内
手続き可能な人	ご遺族の方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書 ・ 支給対象児童のうち年長の児童名義の通帳 ・ 手続きを行う方の本人確認書類
備考	

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 児童扶養手当資格喪失届(又は額改定(減)届)の提出、児童扶養手当証書の返還

支給対象児童が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。

問合せ先

子育て支援課
(本庁舎2階①番)
☎: 0225-95-1111
(内線2513)
各総合支所市民福祉課

期限	死亡日から14日以内
手続き可能な人	受給者本人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当証書
備考	

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

子ども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き | 受給者証の返納、返納届提出の手続き

子ども医療費助成受給者証を交付していたお子様が亡くなった場合、そのお子様の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納又は破棄してください。
なお、手続きは各支所及び総合支所でも受付しています。

問合せ先

保険年金課
(本庁舎2階②～⑤番)
☎: 0225-95-1111
(内線2349)
各総合支所市民福祉課
各支所

期限	なし
手続き可能な人	保護者
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ お子様の子ども医療費助成受給者証 ・ 手続きを行う人の本人確認書類
備考	

母子・父子家庭医療費受給者証を交付されていた

手続き | 受給者証の返納届提出

母子・父子家庭医療費受給者証が交付されていた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効しますので、返納してください。

問合せ先

子育て支援課
(本庁舎2階⑪番)
☎: 0225-95-1111
(内線2512)
各総合支所市民福祉課

期限	速やかに
手続き可能な人	<p>【受給者が亡くなった場合】 新たに児童を監護する方</p> <p>【児童が亡くなった場合】 受給者の方</p>
必要なもの	<p>【受給者が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・父子家庭医療費受給者証 ・ 受給対象児童の口座の分かるもの ・ 本人確認書類 (運転免許証など顔写真付き身分証明書) <p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 (運転免許証など顔写真付き身分証明書)
備考	

放課後児童クラブを利用していた

手続き	【保護者が亡くなられた場合】
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用変更手続き ・利用者負担金引き落とし口座変更手続き（亡くなられた方名義の口座を利用負担金の引き落とし口座として登録している場合のみ）

【利用変更手続き】
関係書類の送付先や、緊急連絡先の変更のため、保護者の変更手続きが必要となります。

【口座変更手続き】
亡くなられた方が名義人の場合、口座変更手続きが必要となります。

問合せ先

子育て支援課
（本庁舎2階⑪番）
☎：0225-95-1111
（内線2526、2523）
各総合支所市民福祉課

期限	速やかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	<p>【利用変更手続き】なし</p> <p>【口座変更手続き】①か②どちらか</p> <p>①市役所（総合支所でも可）での手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録する口座のキャッシュカード（通帳不可） ・手続きを行う方の本人確認書類 <p>②金融機関での手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・通帳、キャッシュカード ・銀行登録印
備考	

手続き 【児童が亡くなられた場合】
利用中止手続き

児童が亡くなられた場合、退級手続きが必要となります。

問合せ先

子育て支援課
（本庁舎2階⑪番）
☎：0225-95-1111
（内線2526、2523）
各総合支所市民福祉課

期限	速やかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	なし
備考	

保育所（園）を利用していた

手続き① | 支給認定変更申請書、保護者変更届の提出

保護者が亡くなられた場合、支給認定変更申請書、保護者変更届の手続きが必要となります。用紙類については各施設に用意してあります。

期限	速やかに
手続き可能な人	児童の保護者、ご遺族
必要なもの	・ 来庁者の本人確認書類 (運転免許証など顔写真付の身分証明書)
備考	

問合せ先

子ども保育課
(本庁舎2階⑫番)
☎: 0225-95-1111
(内線2527)
各総合支所市民福祉課

手続き② | 退所（園）申請書の提出

児童が亡くなられた場合、退所（園）申請書の手続きが必要となります。用紙類については各施設に用意してあります。

期限	速やかに
手続き可能な人	児童の保護者、ご遺族
必要なもの	・ 来庁者の本人確認書類 (運転免許証など顔写真付の身分証明書)
備考	

問合せ先

子ども保育課
(本庁舎2階⑫番)
☎: 0225-95-1111
(内線2527)
各総合支所市民福祉課

幼稚園を利用していた

手続き① | 支給認定変更申請書、給付認定変更届の提出

認定保護者が亡くなられた場合、保護者の変更手続きが必要となります。

期限	速やかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	なし
備考	

問合せ先

利用されていた施設に
お問合せください。

手続き② | 退園届等の提出

児童が亡くなられた場合、退園の手続きが必要となります。

期限	速やかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	なし
備考	

問合せ先

利用されていた施設に
お問合せください。

就学援助を受けていた

手続き | 就学援助の廃止・変更の手続き

世帯の状況により手続きが異なりますので担当課までお問合せください。		<p style="text-align: center;">問合せ先</p> 教育総務課 (本庁舎4階) ☎: 0225-95-1111 (内線5017)
期限	速やかに	
手続き可能な人	ご遺族	
必要なもの	なし	
備考		

石巻市奨学金貸与を受けていた

手続き | 死亡届の提出

奨学金の貸与を受けている方が亡くなられた場合は、奨学金の貸与が停止されます。 又、奨学金償還前又は償還中の方が亡くなられた場合は、奨学金償還を免除することができる場合があります。 詳しくは担当課までお問合せください。		<p style="text-align: center;">問合せ先</p> 学校教育課 (本庁舎4階) ☎: 0225-95-1111 (内線5028)
期限	亡くなってから7日以内	
手続き可能な人	保護者又は連帯保証人	
必要なもの	(貸与中の方) 死亡証明書、借用証書、奨学金償還明細書 (奨学金の償還免除を受ける方) 死亡証明書、奨学金償還免除願	
備考		

memo

.....

.....

.....

.....

上下水道を使用していた

手続き | 名義変更又は閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は閉栓手続きが必要となります。
又、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯(下水道使用料のみをお支払いの世帯)の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。
※電話手続き可

問合せ先

上水道に関すること
石巻地方広域水道企業団
お客様センター
☎：0225-96-4955
※井戸水を使用の方は市役所下水道管理課までご連絡ください。

下水道に関すること
下水道管理課
(本庁舎5階)
☎：0225-95-1111
(内線5694)

期限	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
手続き可能な人	ご遺族又は同居者が望ましい
必要なもの	なし
備考	

下水道事業受益者負担金を納付していた

手続き | 受益者変更届の提出

下水道事業受益者負担金を納付中の受益者(納付義務者)が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。
※郵送手続き可。連絡いただければ変更届をお送りします。

問合せ先

下水道管理課
(本庁舎5階)
☎：0225-95-1111
(内線5696)

期限	受益者の変更があった日から14日以内
手続き可能な人	親族又は同居者が望ましい
必要なもの	・変更届
備考	

memo

.....

.....

.....

.....

家財整理をしたい

手続き | ごみ処理施設へのごみの搬入又はごみ収集運搬許可業者に収集を依頼

燃やせるごみは石巻広域クリーンセンターへ、燃やせないごみ・資源ごみは石巻市一般廃棄物最終処分場へ搬入することができます。

- ※1 両施設でも一部処分できない物があります。
例) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど
- ※2 処理料金がかかります。
石巻広域クリーンセンター 100円/10kg
石巻市一般廃棄物最終処分場 1,000円/100kg
- ※3 ごみの発生場所(住所)が石巻市外の場合は搬入できません。
- ※4 可燃性粗大ごみ(1辺の長さが50cmを超える物)を石巻広域クリーンセンターへ搬入する場合は、事前に電話予約(0225-21-8953)が必要です。

又、石巻市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼することもできます(有料)
許可業者については、環境未来推進課にお問合せください。

問合せ先

ごみの分別、処分方法

環境未来推進課
(本庁舎3階)
☎: 0225-95-1111
(内線3367、3368)

燃やせるごみの搬入

石巻広域クリーンセンター
☎: 0225-21-8953

燃やせないごみ・資源ごみの搬入

石巻市一般廃棄物最終処分場
☎: 0225-23-3145

期限	なし
手続き可能な人	(ごみ処理施設へ自己搬入を行う場合) 基本のご親族の方
必要なもの	なし
備考	

市営住宅に入居していた

手続き | 明渡し又は承継の手続き

市営住宅に入居していた方が亡くなられた場合、手続きが必要です。
一人世帯の場合は、明渡しとなります。
複数人世帯の場合で引き続き入居する場合は、承継要件がありますのでお問合せください。

問合せ先

宮城県住宅供給公社東部支社

期限	速やかに
手続き可能な人	同一世帯の方、相続人
必要なもの	手続きにより必要書類が異なりますので、宮城県住宅供給公社までお問合せください。
備考	

明渡しについては
施設管理班
☎: 0225-85-0393

承継については
入居管理班
☎: 0225-85-0301

石巻市空き家バンクに登録していた

手続き | 抹消手続き

空き家バンクに登録していた場合、抹消手続きを行ってください。

問合せ先

住宅課
(本庁舎5階)
☎: 0225-95-1111
(内線5556)

期限	随時
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	抹消届
備考	継続してバンク登録をご希望の方はお問合せください。

市営墓地の名義人だった

手続き | 承継届の提出

亡くなられた方が石巻市の市営墓地の名義人になっている場合、承継届を提出してください。

問合せ先

環境未来推進課
(本庁舎3階)
☎: 0225-95-1111
(内線: 3377)
牡鹿総合支所市民福祉課
(牡鹿地区の市営墓地の場合)
☎: 0225-45-2112

期限	速やかに
手続き可能な人	承継される方
必要なもの	・亡くなられた方と新たに墓地の使用者になる方の関係性が分かる書類(戸籍謄本等)
備考	

犬の飼い主として登録していた

手続き | 犬の飼い主変更届の提出

亡くなられた方が飼い主として登録されていた場合、窓口で新しい飼い主へ変更する必要があります。

問合せ先

環境未来推進課
(本庁舎3階)
☎: 0225-95-1111
(内線: 3364)
各総合支所市民福祉課

期限	速やかに
手続き可能な人	飼い主になれる方
必要なもの	なし
備考	

災害援護資金貸付金を利用していた

手続き | 償還についての手続き

東日本大震災などの災害により生活の立て直しのために必要な資金を石巻市から借入れている方が亡くなられた場合、借入金の償還について手続きが必要です。

問合せ先

保健福祉総務課
(本庁舎2階⑭番)
☎: 0225-95-1111
(内線3952・3953)

期限	借入れの状況により手続きが異なりますので、担当までお問合せください。
手続き可能な人	借入れの状況により手続きが異なりますので、担当までお問合せください。
必要なもの	借入れの状況により手続きが異なりますので、担当までお問合せください。
備考	

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給していた

手続き | 受取人の変更手続き

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受給していた方が亡くなられた場合、国債の残りの償還金を相続人の方が受取ることができます。
相続人が償還金を受取るためには、受取人の変更手続きが必要になります。

問合せ先

【受取人の変更手続きについて】
国債に記載の受取郵便局
【上記以外のことについて】
保健福祉総務課
(本庁舎2階⑭番)
☎: 0225-95-1111
(内線2464・2457)

期限	なし
手続き可能な人	相続人
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債 ・ 記名者が亡くなられたことを証明できる書類 (除籍抄本等) ・ 相続人との戸籍上の関係が証明できる書類 (戸籍謄本等) ・ 相続人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等) <p>※必要なものについては相続人の状況により異なりますので、事前に受取郵便局にお問合せください。</p>
備考	

生活保護を受給していた

手続き | 保護課に電話連絡

生活保護を受給している方が亡くなられた場合、手続きが必要になりますので、担当課までお問合せください。

問合せ先

保護課
(本庁舎2階⑩番)
☎: 0225-95-1111
(内線2504)

期限	速やかに
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	なし
備考	

農地を所有していた

手続き | 農地の相続手続き

相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です。

問合せ先

農業委員会事務局
☎: 0225-62-4826

期限	登記完了日後速やかに
手続き可能な人	相続人など
必要なもの	届出書(農地法第3条の3)、登記完了証・登記事項証明書等の相続をした事を確認できる書類(コピー可)。
備考	

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

山林を所有していた

手続き | 所有者変更の届出

お亡くなりになった方の山林を相続した場合には、所有者となった日から90日以内に所有者変更の届出が必要となります。(森林法第十条の七の二)

問合せ先

農林課
(本庁舎3階)
☎: 0225-95-1111
(内線3558)

期限	所有者となった日から90日以内
手続き可能な人	①相続人の方 ②その他の方 ※②の方が手続される場合には、相続人からの委任状が必要となります。
必要なもの	(1) 森林の土地の所有者届出書 (2) 委任状(所有者本人以外の方が届出をする場合) (3) 森林の土地の位置を示す地図 (公図、地積測量図又は土地所在図の内、いずれかの写し) (4) 所有者となった原因を証明する書面 (登記事項証明書又は登記識別情報通知等、いずれかの写し) ※添付書類として登記完了証を添付される場合、電子申請に係るものは該当しますが、書面申請のものは該当しないのでご注意ください。
備考	《よくあるご質問》 Q: 届出が必要な山林とは、どのようなものですか? A: 届出の対象となる山林とは、森林法第五条に定める県の地域森林計画対象民有林となります。相続した山林が対象となるかは、農林課へご相談ください。

memo

道路を占有していた

手続き | 道路占有の終了又は道路占有許可の地位承継の手続き

道路占有を終了する場合は道路占有終了届に位置図、占有前・占有終了後の写真等を添付して提出してください。
 相続により道路占有許可の地位を承継する場合は地位承継届を戸籍抄本及び住民票を添付して提出してください。
 ※詳細は事前にお問合せください。

問合せ先

道路課
 (本庁舎5階)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線5648)

期限	速やかに
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	<p>【道路占有を終了する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路占有終了届、位置図、占有前・占有終了後の写真等 <p>【相続により道路占有許可の地位を承継する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地位承継届、戸籍抄本及び住民票 <p>※詳細は事前にお問合せください。</p>
備考	

里道又は水路用地（法定外公共物）を使用していた

手続き | 公共物使用の終了又は公共物使用許可の地位承継の手続き

公共物使用を終了する場合は公共物使用終了届に位置図、使用前・使用終了後の写真等を添付して提出してください。
 相続により公共物使用許可の地位を承継する場合は地位承継届を戸籍抄本及び住民票を添付して提出してください。
 ※詳細は事前にお問合せください。

問合せ先

道路課
 (本庁舎5階)
 ☎: 0225-95-1111
 (内線5648)

期限	速やかに
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	<p>【公共物使用を終了する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共物使用終了届、位置図、使用前・使用終了後の写真等 <p>【相続により公共物使用許可の地位を承継する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地位承継届、戸籍抄本及び住民票 <p>※詳細は事前にお問合せください。</p>
備考	

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険資格確認書等やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

市役所以外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	石巻警察署 ☎: 0225-95-4141 石巻運転免許センター ☎: 0225-83-6211
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問合せください。	総務省恩給相談室 ☎: 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問合せください。	石巻保健所 ☎: 0225-95-1430
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社又は代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社又は代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 石巻税務署 ☎：0225-22-4151 (自動音声案内)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転(相続)登記など	仙台法務局石巻支局 ☎：0225-22-6188 (自動音声案内)
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎：0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、市役所にお越しいただく手続きが進めやすくなります。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

家系図 (3 親等内の親族)

※1 父母が存命でない場合は、祖父母が父母と同様に継承順位第二位となる



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

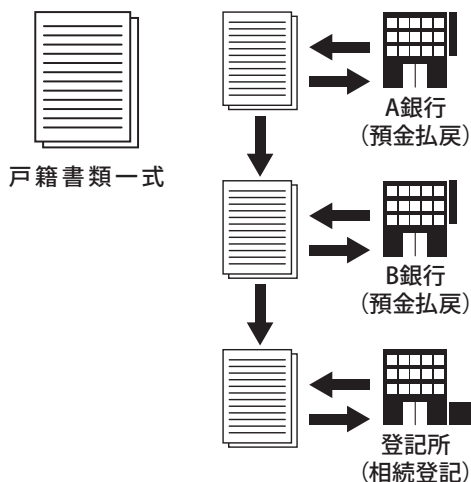
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

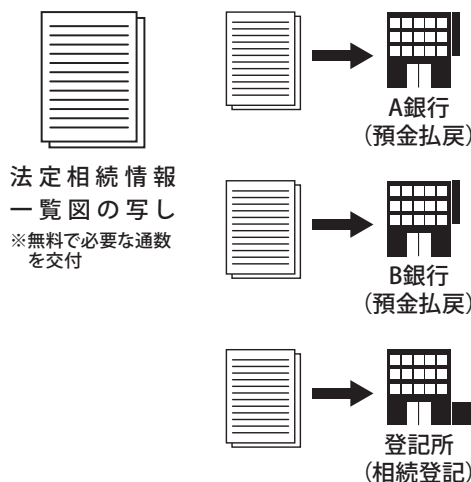
(※1) 相続手続きが必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人又は代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

仙台法務局石巻支局 ☎: 0225-22-6188 (自動音声案内)

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番号)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番号)

氏名

印

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)石巻市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)〇〇のため石巻太郎の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)
を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。代筆の場合代筆の理由を明記し、本人の指示のもと作成した旨の文面を明記してください。

不動産を相続したら かならず**相続登記!**

令和6年4月1日から**義務化**されました



忘れないでね!!

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」

仙台法務局

詳しくは、法務省ホームページへ

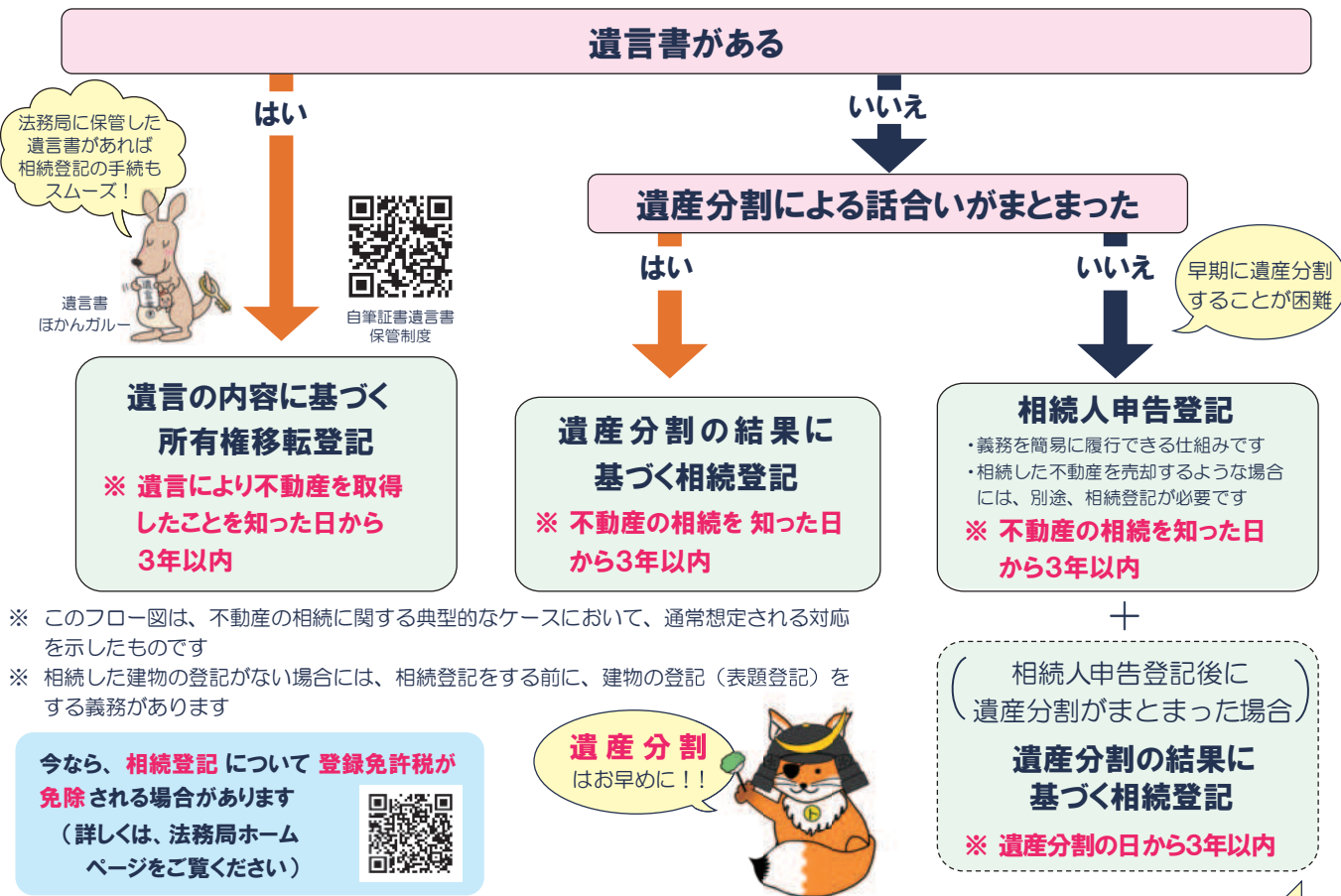
法務省 相続登記

検索



不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）**に申請して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります



相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法をまとめた「**登記申請手続のご案内**」（登記手続ハンドブック）を提供しています



- 仙台法務局では、**事前予約制の登記手続案内**を行っています

予約申込み連絡先 ★予約受付時間 平日：9時00分～17時00分

仙台法務局	022-225-5767	石巻支局	0225-22-6188
塩竈支局	022-363-0065	登米支局	0220-52-2070
大河原支局	0224-52-6053	気仙沼支局	0226-22-6692
古川支局	0229-22-0509	名取出張所	022-382-3694

登記手続案内についての詳細はこちらをご確認ください
（仙台法務局HP）



ウェブ登記手続案内についての詳細はこちらをご確認ください



- **専門家（司法書士、土地家屋調査士）**へのお問合せは、こちら

宮城県司法書士会
〈相続登記の依頼〉
☎022-221-6870
月・水・金（13時30分～16時30分）
※祝日・年末年始を除く



（司法書士会HP）

宮城県土地家屋調査士会
〈表示に関する登記の依頼〉
☎022-225-3961
平日（10時00分～16時00分）
※年末年始を除く



（調査士会HP）

相談窓口

相談区分	相談事例・内容等	場所・問合せ先	相談日・時間等
市民相談	市民生活全般の困りごと	○石巻市保健福祉部総合相談センター (石巻市穀町 14 番 1 号) ☎:95-1111(内線2545・2532)	○毎週月から金曜日 (祝日・年末年始を除く。) ○午前 9 時から午後 5 時
司法書士による無料相談	相続、売買、担保、裁判等	○石巻司法書士相談センター (石巻市中里一丁目 1-21 グランドハイツ中里 1 階) ☎:96-3611 (受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで) ※予約が優先されます。	○毎週金・土曜日(祝日を除く。 なお、年末年始に休みがありますので事前に電話でご確認願います。) ○午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分
行政書士による無料相談	相続、遺言、債権債務等	○石巻市役所 2 階相談室 A・B (石巻市穀町 14 番 1 号) ○宮城県行政書士会石巻支部 ☎:022-353-7213 ※予約が必要です。	○毎月 1 回 (原則第 3 月曜日) ○午前 10 時から午後 3 時 ※詳細は市報等でご確認ください。
弁護士による無料法律相談	金銭貸借関係、相続、離婚・親族関係、不動産関係等	○石巻市保健福祉部総合相談センター (石巻市穀町 14 番 1 号) ☎:95-1111(内線2545・2532) ※予約が必要です。	○毎月 2 回 (原則第 2・第 4 火曜日) ○午前 10 時 30 分から午後 4 時 ※詳細は市報等でご確認ください。

戸籍の届出をされた方へ

受理



戸籍の記載

戸籍届書に基づいて戸籍簿の編製及び記載を行います。

○戸籍簿の編製及び記載が完了するまで**通常 4 日から 1 週間**の日数を要します。
又、届書の内容について、記載されたご連絡先へ担当職員から連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

石巻市以外の本籍地の方は、戸籍届出から**概ね 10 日から 2 週間**の日数を要します。
詳しくは本籍地の市区町村へお問合せください。
※この間は戸籍謄本等の取得はできませんので、ご注意ください。

○他市区町村に住民登録している場合は、戸籍届出から**概ね 10 日程度**で住民票に反映されます。詳しくは住民登録地にお問合せください。

《その他連絡事項》

○戸籍届により、氏名等の変更が生じたときや、出生、死亡の届出後は、年金や健康保険などの手続きが必要になる場合がありますので、ご確認ください。

《問合せ先》

石巻市役所 本庁舎市民課 ☎:0225-95-1111 (代表)
各総合支所市民福祉課
各支所

亡くなられた方の戸籍の取得方法

◆亡くなられた方の本籍地が石巻市の場合

本庁舎 2 階市民課又は各総合支所市民福祉課、各支所にて請求できます。
亡くなられた方の本籍及び筆頭者をご確認ください。

請求できる方

- ①亡くなられた方と同じ戸籍に記載のある方
- ②配偶者、直系尊属（父母等）、直系卑属（子、孫等）
- ③第三者
 - ①、②以外で、自身の権利行使・義務履行のため亡くなられた方の戸籍が必要な方。
 - この場合、請求理由を詳しく記載していただき、請求が正当なものであることを示す書類を提出していただきます。

持ち物

- 本人確認書類（A又はBのどちらか）
 - (A) 請求者本人の顔写真がついているもの
..... 1 種類
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の官公庁発行のもの
 - (B) 請求者本人の顔写真がついていないもの
..... 2 種類
介護保険の被保険者証・健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、学生証など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。
- 窓口に来た方が代理人の場合は請求者本人自署又は記名押印の委任状
- 委任状が代筆の場合、代筆の理由を明記し、本人の指示のもと作成した旨の文面を明記してください。

◆亡くなられた方の本籍地が石巻市以外の場合

令和 6 年 3 月 1 日から、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）が施行され、本籍が石巻市以外の方でも戸籍証明書の請求ができるようになりました。

《注意事項》

- ・郵送や代理人による請求はできません。
- ・戸籍（除籍）一部事項証明書、コンピューター化されていない戸籍（除籍）は請求できません。
- ・戸籍の附票、身分証明書などは広域交付の対象外です。
- ・相続や家系図作成で戸籍をさかのぼって申請される場合、本籍地への照会等をする場合があります。照会等に時間がかかり、即時に交付ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

請求できる方

- ①本人
- ②配偶者
- ③直系尊属（父母等）
- ④直系卑属（子、孫等）
- ※代理人による委任状での取得はできません。

持ち物

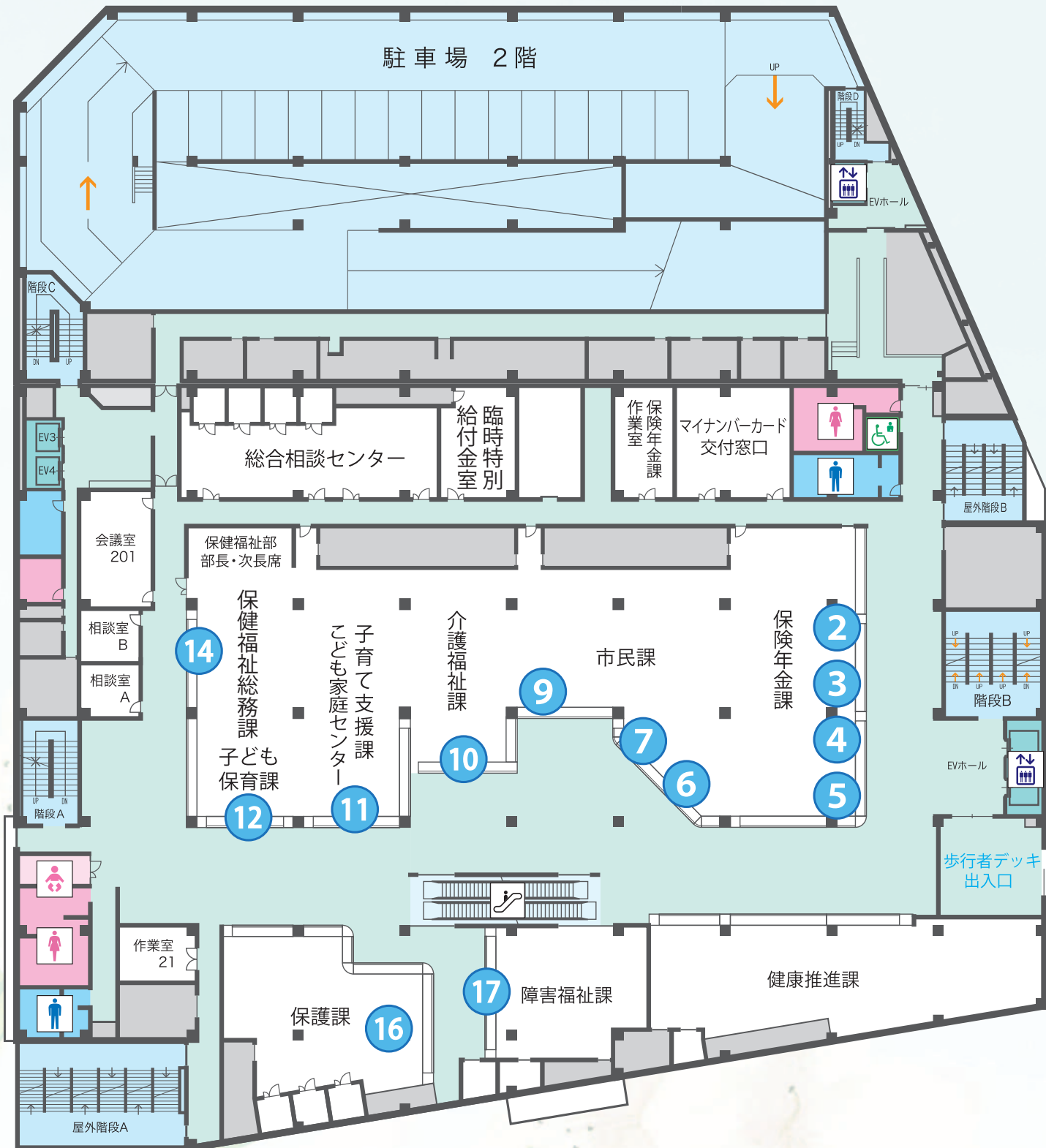
- 顔写真付きの本人確認書類
（運転免許証やマイナンバーカード）
- ※顔写真付きの本人確認書類がない場合は本人でも取得できません。

請求できる証明書の種類

- ①戸籍全部事項証明書
- ②除籍全部事項証明書
- ③除籍謄本
- ④改製原戸籍謄本

本庁舎案内図

本庁舎 2階



本庁舎 3階

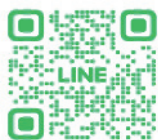


発行 石巻市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年7月作成

※このおくやみハンドブックは、2026年の3月時点の情報で発行しております。
内容につきましては、今後変更となる場合がございますのでご了承ください。



石巻市公式 LINE アカウント
市政の役立つ情報をお届けします。



表紙の花は、市の花つつじです。